

○青森県警察非常勤職員の任用手続及び勤務条件に関する訓令

令和2年3月26日本部訓令第8号

警察本部
警察学校
各警察署

改正

令和2年6月10日本部訓令第13号
令和3年3月29日本部訓令第17号
令和3年12月27日本部訓令第24号
令和4年3月25日本部訓令第12号
令和4年9月30日本部訓令第19号
令和5年3月31日本部訓令第15号
令和6年5月8日本部訓令第11号

青森県警察非常勤職員の任用手続及び勤務条件に関する訓令を次のように定める。

青森県警察非常勤職員の任用手続及び勤務条件に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、別に定めるもののほか、青森県警察に所属する非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される者をいう。以下同じ。）の任用手続及び給与、勤務時間その他の勤務条件について必要な事項を定めるものとする。

(非常勤職員の任用を行う場合)

第2条 非常勤職員の任用は、当該職が一定期間継続した勤務を要し、かつ、相当の期間任用される職員を就けるべき業務以外の業務に従事するものであるときに行うものとする。

(非常勤職員の区分及び定義)

第3条 非常勤職員の区分は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれの定義は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) パートタイム非常勤職員 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員であって、任用期間が1会計年度を超えない範囲内で、かつ、その1週間当たりの通常の勤務時間が29時間を超えない範囲内で任用される者

(2) フルタイム非常勤職員 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員であって、任用期間が1会計年度を超えない範囲内で、かつ、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間で任用される者

(職名)

第4条 非常勤職員の職名は、非常勤事務員、非常勤技術員、非常勤技能員及び非常勤労務員とする。

(任用の手続)

第5条 所属長は、非常勤職員の配置を必要とするときは、非常勤職員配置申請書（別記様式第1）により、警察本部長（以下「本部長」という。）に申請しなければならない。

2 非常勤職員の任用は、本部長が任用通知書（別記様式第2）及び勤務条件に関する書面（別記様式第3）を交付して行うものとする。

(条件付採用期間)

第6条 非常勤職員の採用は、全て条件付のものとし、当該職員がその職において1月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、採用後1月間における実際に勤務した日数が15日に満たない非常勤職員については、その日数が15日に達するまで条件付採用期間が引き続くものとし、実際に勤務した日数が15日に達するまでの間において、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。

(任用期間の更新)

第7条 非常勤職員の任用期間が、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間に満たない場合には、当該職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新

することができる。

- 2 前項の規定による非常勤職員の任期の更新は、本部長が任用更新通知書（別記様式第4）を交付して行うものとする。

（公募によらない再度の任用）

第8条 非常勤職員として任用された者について、公募によらず、客観的な能力の実証を経た上で、新たな会計年度において、再度任用することができる。ただし、他の適任者の確保が困難であると警務部警務課長（以下「警務課長」という。）が認めた場合を除き、2回に限るものとする。

- 2 第6条の規定は、前項の規定により非常勤職員を再度任用する場合について準用する。

（給与）

第9条 非常勤職員の給与は、予算の範囲内で別に定める。

（勤務時間）

第10条 パートタイム非常勤職員の勤務時間、勤務時間の割り振り及び勤務日（以下「勤務時間等」という。）は、任用の都度定める。

- 2 フルタイム非常勤職員の勤務時間は、青森県警察職員の勤務時間、休暇等の取扱いに関する訓令（平成7年9月青森県警察本部訓令第14号。以下「勤務時間訓令」という。）の適用を受ける職員の例による。ただし、これにより難しい場合は、任用の都度別に定める。

（休暇）

第11条 非常勤職員の休暇の種類、期間及び単位は、別表のとおりとする。

- 2 休暇の届出、願出、承認及び整理については、勤務時間訓令の適用を受ける職員の例による。

（パートタイム非常勤職員の営利企業への従事等の届出）

第12条 パートタイム非常勤職員は、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は事業若しくは事務に従事することにより報酬を得る場合は、警務課長に対し、営利企業への従事等の届出（別記様式第5）により、その概要を届け出なければならない。

- 2 警務課長は、届出の内容を確認した上で、パートタイム非常勤職員の職務の執行の範囲内で、必要な指示を行うことができる。

（服務）

第13条 パートタイム非常勤職員の服務については、別に定めがあるもののほか、前条第1項及び青森県警察職員服務規程（昭和37年9月青森県警察本部訓令第11号。以下「服務規程」という。）に定める規定を準用する。

- 2 フルタイム非常勤職員の服務については、別に定めがあるもののほか、服務規程に定める規定を準用する。

（人事評価）

第14条 非常勤職員の人事評価については、別に定めるところによる。

（退職）

第15条 非常勤職員が任用期間の途中で退職する場合は、本部長に内申するものとする。

- 2 退職承認の通知は、退職承認通知書（別記様式第6）を用いて行うものとする。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月10日本部訓令第13号）

この訓令は、令和2年6月10日から施行する。

附 則（令和3年3月29日本部訓令第17号）

（施行期日）

第1条 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

- 2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和3年12月27日本部訓令第24号）

この訓令は、令和4年1月1日から施行する。

附 則（令和４年３月２５日本部訓令第１２号）
この訓令は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和４年９月３０日本部訓令第１９号）
この訓令は、令和４年１０月１日から施行する。

附 則（令和５年３月３１日本部訓令第１５号）
この訓令は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和６年５月８日本部訓令第１１号）
この訓令は、令和６年５月８日から施行する。

別表（第１１条関係）

非常勤職員の休暇

休暇の区分		期間	単位	有給無給の別
種類	説明			
年次休暇		20日に当該任用期間の月数を乗じ、12で除して得た日数（1日未満の端数は、切り捨てる。）	1日、半日又は1時間。ただし、残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。	有給
病気休暇	結核性疾患で、本部長が長期の療養又は休養を要すると認めたものに対し与えられる休暇	連続する180日以内の期間において医師の必要と認めた期間	1日、半日又は1時間	無給
	上に掲げる疾病以外の疾病（妊娠に起因する障害を含む。）又は負傷に対し与えられる休暇	連続する90日（高血圧症（脳卒中を含む。）、動脈硬化性心臓病及び悪性新生物による疾病、精神及び神経に係る疾病並びにその他の慢性疾患のうち、本部長が特に必要と認めるものにあつては180日）以内の期間において最小限度必要と認める期間		
特別休暇	選挙等休暇	必要と認められる期間		有給
	証人等休暇			
	骨髄移植等休暇		1日、半日又は1時間	

		梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査を受け、又は入院等をするときに与えられる休暇		
	ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合に与えられる休暇 (1) 地震、暴風雨、噴火等により災害が発生した場合における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 (2) 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって本部長が定めるものにおける活動 (3) (1)及び(2)に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動 (4) その他国、地方公共団体又は公共的団体が行う活動で本部長が定めるもの	7日に当該任用期間の月数を乗じ、12で除して得た日数（1日未満の端数は、切り捨てる。）	
	結婚休暇	職員が結婚する場合に与えられる休暇	週休日、休日及び代休日を除いて連続する7日の範囲内の期間	
	不妊治療休暇	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇	1の年（1月1日から12月31日までをいう。）において5日（当該通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合にあっては10日）の範囲内の期間	1日、半日又は1時間。ただし、残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全

				てを使用することができる。	
妊婦の業務軽減等 休暇	妊娠中の女性職員について、その業務が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合に与えられる休暇	適宜休息し、又は補食するために必要と認められる期間			
妊婦の通勤緩和休 暇	妊娠中の女性職員について、その通勤に利用する交通機関等の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合に与えられる休暇	正規の勤務時間の始め又は終わりにつき、1日を通じて1時間を超えない範囲内で、それぞれ必要と認められる期間			
妊産婦通 院休暇	妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合に与えられる休暇	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）について、それぞれ、1日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認められる期間	1日、半日又は1時間		
産前休暇	8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合に与えられる休暇	出産の日までの申し出た期間			
産後休暇	女性職員が出産した場合に与えられる休暇	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）			
育児休暇	生後満1年6月に達しない子を育てるため職員が申し出た場合に与えられる休暇	1日2回それぞれ60分以内の申し出た期間（当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定によ	60分		

			り同日における育児時間（他の法律等の規定によるこれに相当する時間を含む。）を請求した場合は、1日2回それぞれ60分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）		
生理休暇	生理日において勤務することが著しく困難である女性職員が申し出た場合に与えられる休暇		申し出た必要な期間	1日、半日又は1時間	
配偶者出産休暇	職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場合に与えられる休暇		3日の範囲内の期間	1日、半日又は1時間。ただし、残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる	
育児参加休暇	職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときに与えられる休暇		当該期間内における5日に当該任用期間の月数を乗じ、12で除して得た日数（1日未満の端数は、切り捨てる。）		
子の看護休暇	義務教育終了までの子（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして本部長が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇		1の年（1月1日から12月31日までをいう。）において5日（その養育する義務教育終了までの子が2人以上の場合にあつては10日）の範囲内の期間		
短期介護休暇	配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子及び配偶者の父母並びに同居している祖父母、孫、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子で負傷、疾病又は老齢により		1の年（1月1日から12月31日までをいう。）において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては10日）の範囲内の期間		

		2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（要介護者という。）の介護その他の本部長が定める世話を行う職員が、当該世話を行うために勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇			
	服忌休暇	職員が親族の喪に服する場合に与えられる休暇	（備考8参照）	1日、半日又は1時間	
	祭日休暇	職員が父母、配偶者及び子の追悼のための特別な行事を行い、又はこれに参加する場合に与えられる休暇	1日の範囲内の期間		
	夏季休暇	職員が夏季における盆等の諸行事を行い、若しくはこれに参加し、又は心身の健康の維持及び増進若しくは家庭生活の充実を図る場合に与えられる休暇	1の年（1月1日から12月31日までをいう。）の6月から10月の期間内における5日		
	現住居の滅失等休暇	地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合に与えられる休暇 （1） 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき （2） 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき	必要と認められる期間		
	出勤困難休暇	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合に与えられる休暇			
	退勤途上の危険回避休暇	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避する場合に与えられる休暇			
介護休暇		次に掲げる要件のいずれにも該当する職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇 （1） 1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が	要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する93日（当該状態となった日前において当該職員が当該要介護者について当該休暇を使用したことがある場合にあっては、要介護者の各々	1日又は1時間。ただし、1時間を単位とする場合は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連	無給

	121日以上であるもの (2) 当該要介護者各々に係る一の要介護期間において初めて介護休暇を使用しようとする日から起算して93日を経過する日を超えて職員として引き続き任用されることが見込まれるもの（当該日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ当該任期が更新されないことが明らかであるものを除く。）	につき、当該要介護者の介護を必要とする一の継続する状態ごとに、初めて介護休暇の承認を受けた期間の初日から最後に当該承認を受けた期間の末日までの日数を合算した日数）の範囲内の期間	続した4時間の範囲内	
介護時間	次に掲げる要件のいずれにも該当する職員が要介護者の介護をするため、1日のうちの一部を勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇 (1) 1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの (2) 1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上の日があるもの	当該連続する3年の期間内において1日につき2時間（当該職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる時間	30分。ただし、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（地方公務員の育児休業に関する法律（平成30年法律第110号）第19条第1項に定める部分休業の承認を受けて勤務していない時間がある日については、当該連続した2時間から部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内	

備考

- 職員がこの表に定める年次休暇の日数のうち、任用期間中に与えられなかった日数（1日未満の端数を含む。）があり、かつ、当該職員の任用期間が更新された場合は、更新後の任用期間において当該日数を年次休暇として受けることができる。ただし、繰り越された当該日数は、再度繰り越すことはできない。
- 任用期間の月数は、暦に従い計算した当該任用期間に15日未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てて得た月数とし、15日以上端数が生じた場合はその端数を1月に切り上げて得た月数とする。
- 1日当たりの勤務時間は、割振単位期間の勤務時間数を同期間内の勤務日数で除した時間（1分未満の端数切捨て）とする。
- 1時間を単位として使用した休暇を日に換算する方法
 - 1日の勤務時間を定めている場合、勤務日ごとの勤務時間の時間数（1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）をもって1日とする。

(2) 1週間当たりの勤務時間及び勤務日数を定めている場合、1週間当たりの勤務時間を1週間の勤務日数で除して得た時間数(1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)をもって1日とする。

5 病気休暇の項の説明の欄中の「本部長が長期の療養又は休養を要すると認めたもの」及び病気休暇の項の期間の欄中の「本部長が特に必要と認めるもの」とは、勤務時間訓令の適用を受ける職員の例によるものとする。

6 この表(短期介護休暇の説明の欄を除く。)及び7の服忌休暇関係の表中の「子」には、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年7月青森県条例第16号)第8条の3第1項において子に含まれるとされる者を含む。

7 特別休暇の項の期間の欄中の「7日に当該任用期間の月数を乗じ、12で除して得た日数(1日未満の端数は、切り捨てる。)」及び「1の年(1月1日から12月31日までをいう。)の6月から10月の期間内における5日」の取扱いについては、暦日によるものとする。

8 服忌休暇の期間は、親族に応じ下の表の日数欄に掲げる連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内とする。

親族	日数
配偶者	10日
父母	7日
子	7日
祖父母	3日。ただし、職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては7日
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日。ただし、職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては7日
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日。ただし、職員と生計を一にしていた場合にあっては7日
子の配偶者又は配偶者の子	1日。ただし、職員と生計を一にしていた場合にあっては7日
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日。ただし、職員と生計を一にしていた場合にあっては3日
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	1日。ただし、職員と生計を一にしていた場合にあっては3日
おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば	1日

9 特別休暇の項の説明の欄中の「本部長が定める」とは、勤務時間訓令の適用を受ける職員の例によるものとする。

10 特別休暇の項の説明の欄中の「公共的団体」とは、勤務時間訓令の適用を受ける職員の例によるものとする。

11 特別休暇の項の説明の欄中の「当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する」とは、勤務時間訓令の適用を受ける職員の例によるものとする。

12 特別休暇の項の説明の欄中の「義務教育終了までの子(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))の子を含む。)を養育する」とは、勤務時間訓令の適用を受ける職員の例によるものとする。

13 特別休暇の項の説明の欄中の「同居」には、職員が要介護者の居住している住宅に泊り込む場合等を含む。

別記様式第1

年 月 日

青森県警察本部長 殿

(所属長)

非常勤職員配置申請書

見出しについて次のとおり申請いたします。

記

- 1 配置の事由
 - 2 雇用期間
 - 3 任用予定者
 - 4 その他
- 別記様式第2

任 用 通 知 書

(氏 名)

異動内容

〇〇を命ずる

月額 円を給する

任用期間 年 月 日まで

〇〇部〇〇課（〇〇警察署）勤務を命ずる

年 月 日

青森県警察本部長

別記様式第3

勤 務 条 件 に 関 す る 書 面

殿

- 1 任用期間
- 2 勤務場所
- 3 勤務内容
- 4 任用期間の更新の有無に関する事項
 - (1) 更新の有無
 - (2) 更新の判断基準
- 5 公募によらず再度の任用を行うことに関する事項
 - (1) 公募によらず再度の任用を行うことの有無
 - (2) 公募によらず再度の任用を行うことの判断基準
- 6 勤務時間等に関する事項
 - (1) 勤務日及び勤務時間等
 - (2) 時間外・休日・夜間勤務の有無
 - (3) 休暇
- 7 報酬に関する事項
(注：フルタイム非常勤職員として任用する場合は、以下「報酬」部分は「給料」として記載すること。)
 - (1) 報酬の額
 - (2) 報酬の計算期間
 - (3) 報酬の支払日
 - (4) その他の報酬に関する事項
- 8 その他の給付に関する事項
- 9 服務に関する事項
- 10 退職に関する事項
 - (1) 1及び4の任用期間の満了に伴い退職となる。
 - (2) 免職事由及び手続
 - ア 地方公務員法第28条及び職員の分限に関する条例（昭和26年12月青森県条例第98号）の規定による
 - イ 地方公務員法第29条の規定による

別記様式第4

任 用 更 新 通 知 書

(氏 名)

異動内容

任用期間を 年 月 日まで更新する

更新任用期間の満了後の任用期間の更新に有無に関する事項

- 1 更新の有無
- 2 更新の判断基準

年 月 日

青森県警察本部長

営利企業への従事等の届出

年 月 日

青森県警察本部長 殿

所属名
職 名
氏 名

下記の営利企業の従事等について届け出ます。
なお、下記の営利企業への従事等により、青森県警察職員の信用失墜につながる行為はしないことを誓います。

兼業先	名 称		
	所 在 地		
	電 話 番 号		
従事する業務	業 務 内 容		
	雇 用 形 態	常勤 ・ 非常勤 (いずれかを○で囲む)	
	雇用契約期間	年 月 日 から 年 月 日	
	勤 務 日	日 ・ 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 (勤務日を○で囲む)	
		週 () 日	月 () 日
勤 務 時 間	時 分 から 時 分 まで 週 () 時間		

別記様式第 6

退職承認通知書

(氏 名)

(所 属)

異動内容

退職することを承認する

年 月 日

青森県警察本部長